

高速道路利便施設等の連結許可について

高速道路利便施設等の連結許可については、関係法令及び通達に従い、連結申出者から提出された事業計画、資金計画等について技術的な審査を行うとともに、高速道路利便施設等の所在する関係地方公共団体や高速道路会社の意見を聴取した上で、事業の安定性、地域との調和、利用者の利便性等について審査を行うこととしている。

今回の審議事項は、以下のとおり東日本高速道路株式会社管内2件、中日本高速道路株式会社管内1件で、合計は3件となっている。

今回の審議事項一覧

	事業計画(案)	連結の位置	連結予定施設	申出者
1	高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線における高速道路利便施設等の事業計画(案)	佐野市黒袴町 (佐野PA上り線)	宿泊施設	東日本高速道路(株)
2	一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)における高速道路利便施設等の事業計画(案)	狭山市大字笹井 (狭山PA上下線)	休憩所	東日本高速道路(株)
3	高速自動車国道東海北陸自動車道における高速道路利便施設等の事業計画(案)	郡上市高鷲町 (ひるがの高原SA 上下線)	給油所	中日本高速道路(株)